

税務キャッチ・アップ

地方税関係

個人事業税課税について

1 個人事業税課税の現状

個人事業税は、個人が営む事業のうち、70種類の法定業種に対して課税される地方税である。したがって70種類の法定業種に当てはまらない業種により得た事業所得は個人事業税の非課税所得となる。代表的な非課税業種は、農業（自家栽培した農作物を販売等する場合に限る。）や社会保険診療にかかる医療、作家やスポーツ選手等が挙げられる。従来、運営上この非課税業種として取り扱われていた業種の中に保険外交員があるが、最近東京都において、この保険外交員が行う事業が個人事業税の第1種事業である「代理業」に該当するものとして、個人事業税を課税するケースが増えている。そのため、保険外交員の間では、念頭に置いていなかった個人事業税の課税がおこなわれるとして混乱を招いており、これに関する東京都行政不服審査会の答申の件数も増えている。東京都では、保険外交員の確定申告書の内容を精査した上で、次に掲げる取扱いを根拠に個人事業税の課税の可否を判断している。

(1) 事業を行う個人の問題

事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいい、他の諸法規において雇傭者としての取

扱いを受けているということのみの理由で直ちに地方税法上「事業を行う者」に該当しないとはいえないのであるが、その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断する。

（地方税取扱通知抜粋）

(2) 事業の定義

事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行う。

(3) 代理業の定義

代理業は①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要とされる。

個人事業税の代理業に該当するか否かは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行うとした上で、個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業

所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行う。

（(2)、(3)東京都個人事業税課税事務提要抜粋）

2 個人事業税の問題点

個人事業税は、賦課課税方式という点も影響しているが、納税者にあまりにも理解及び周知がなされていない。最近の保険外交員への個人事業税の課税も課税要件を満たしていることは理解できるが、納税者に明確な判断基準が示されていないこと及び各自治体で運用が異なっていることが納税者に対して不公平感を与えている。

また、個人事業税の課税は70種類の法定業種に限定されているが、実務において課税業種に該当するか否かの判定が難しいケースが増えている。課税業種を見直すとともに税率の単一化、事業主控除（290万円）の引上げ等の抜本的な改正をおこなう必要があると考える。

（右山研究グループ
税理士 塩島 好文）